

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和4年6月6日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年東村山市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 職員のサービスの宣誓に関する手続を変更するため、本案を提出するものである。

4 東村山市条例第 号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年東村山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名してからでなければ」を「を任命権者に提出してからでなければ、」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を
改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。

別記様式 (第2条)

宣 誓 書

(略)

氏 名 _____

旧 条 例

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

別記様式 (第2条)

宣 誓 書

(略)

氏 名 _____

